

平成21年度臓器移植普及推進月間実施要綱

1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療である。

「臓器の移植に関する法律」は、このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、平成9年10月に施行され、本年10月で施行後12年が経過することとなり、この間、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われてきており、実績を積み重ねてきているところである。

しかしながら、今後、臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、より多くの方々に臓器提供に関する意思表示をしていただくこと等が不可欠であり、このため、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力のための普及啓発を行うものとする。

2 主 催

厚生労働省、各都道府県、（社）日本医師会、（社）日本臓器移植ネットワーク、（財）日本腎臓財団、（社）日本透析医会

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、（社）日本民間放送連盟、（社）日本新聞協会、（社）公共広告機構、（財）健康・体力づくり事業財団、（社）日本看護協会、（社）全国腎臓病協議会、（社）日本腎臓学会、（社）日本透析医学会、日本移植学会、（財）日本アイバンク協会、NPO法人日本移植者協議会

4 実施期間

平成21年10月1日（木）から同月31日（土）まで